

【本県におけるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準（法定基準への付加）】

1 居室の床面積

サービス付き高齢者向け住宅で有料老人ホームに該当する場合にあっては、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（以下「共同省令」という。）第8条に定める各居住部分の床面積は、1人が居住する場合の床面積とし、2人以上が居住する場合は、下記1の式により算出した面積とする。ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、下記2の式により算出した面積とすることができる。

1. $10\text{m}^2 \times \text{居住人数} + 10\text{m}^2$
2. (上記1の式) $- 7\text{m}^2$

2 高齢者が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分の床面積

共同省令第8条に規定する「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合」とは、全居室の床面積の合計及び入居者が共同して使用する居間、食堂、台所、その他の部分（入居する高齢者のための共同スペースであり入居者が自由に使用することができるもの。）の床面積の合計が、下記1の式により算出された床面積以上である場合とする。ただし、当該居室が有料老人ホームに該当し、2人以上が居住する場合は、下記2の式により算出された床面積以上である場合とする。

1. $25\text{m}^2 \times \text{全居室数}$
2. $(10\text{m}^2 \times \text{居住人数} + 10\text{m}^2) \times \text{全居室数}$

3 台所、浴室及び収納設備

共同省令第9条に規定する「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とは、次の各号に定める場合とする。

(1) 台所

台所を共用とする場合、原則として住戸のある階全てに1以上設置するものとする。ただし、車いすでの移動が容易で利用しやすい位置に設置する場合はこの限りではない。

共用の台所には入居者数に応じ、十分な水栓、コンロなどの設備を確保するものとする。ただし、高齢者居宅生活支援サービスとして、食事の提供が行われる場合には、当該サービス内容を勘案した設備とすることができる。

(2) 浴室

浴室を共用とする場合、原則として住戸のある階全てに1以上設置するものとする。ただし、車いすでの移動が容易で利用しやすい位置に設置する場合はこの限りではない。

共用の浴室は、1人用の場合には10人あたり1カ所以上設置するものとし、複数人数用の場合には、浴室の定員に10を乗じた数が入居定員以上となるように設置するものとする。ただし、高齢者居宅生活支援サービスとして入浴サービスが行われる場合には、当該サービス内容を勘案した設備とすることができるものとする。

共用の浴室は車いす使用者の入浴、要介護者の介助が可能な規模及び形状とするものとする。

(3) 収納設備

収納設備を共用とする場合、原則として住戸のある階全てに入居者数に応じた十分な面積を確保し、複数の者が同時に利用可能な形態とするものとする。

4 防火安全上の措置

整備に先立ち、管轄の消防局と事前協議を行い、指導に基づきスプリンクラー等の必要な消防設備を設置するなど、十分な防火安全対策を講じるものとする。